

(お知らせ)

29. 10. 25
防 衛 省

海上自衛隊練習機TC-90のフィリピンへの移転について

防衛省では、平成28年9月の日比首脳会談における合意を受け、海上自衛隊練習機TC-90計5機の移転を進めていますが、今般、自衛隊の不用装備品等の無償譲渡を可能とする改正自衛隊法(第116条の3)の成立及び比国防省からの無償譲渡依頼の申出を踏まえて、同練習機5機の移転を有償貸付から無償譲渡にすることを決定しました。これを踏まえて、本年10月23日(月)の拡大ASEAN国防相会議(ADMMプラス)に併せて実施された日比防衛相会談において、小野寺防衛大臣とロレンザーナ国防大臣の間で、TC-90の移転の条件を有償貸付から無償譲渡に変更することを確認しましたのでお知らせします。

(以上)

(参考)

海上自衛隊練習機TC-90のフィリピンへの移転について

1. 経緯

平成28年 9月 日フィリピン首脳会談において、TC-90及び関連器材等の移転
について正式に合意

10月 日フィリピン両国首脳立ち会いの下、細目取極に署名

平成29年 3月 TC-90・2機をフィリピン海軍に引渡し

2. 現状

TC-90のフィリピンへの移転は、①機体5機の移転に加えて②パイロット教育
及び③維持整備分野における支援を含めたパッケージの協力を実施。

① 機体の移転(計5機)

- ・ 2機については、平成29年3月にフィリピン海軍に引渡し(平成30年3月末ま
での有償貸付)
- ・ 残り3機については、平成30年3月末を目途に引渡し(予定)

② パイロット教育

- ・ 平成28年11月から、海上自衛隊徳島航空基地でフィリピン海軍パイロットに
対する教育を実施中(平成30年3月まで(予定))

③ 維持整備分野における支援

- ・ 平成29年4月から、日本の整備企業の技術者をフィリピンへ派遣し、フィリ
ピン海軍が実施する維持整備業務を支援中

3. 今後の予定

本年の通常国会で自衛隊の不用装備品等の無償譲渡を可能とする改正自衛
隊法(第116条の3)が成立。同法に基づき、フィリピン政府からの申出を踏まえ、
TC-90・5機の移転を有償貸付から無償譲渡に変更。

2機(本年3月に引渡し)

➡ 貸付期間終了時に無償譲渡(平成30年3月末)

3機(平成30年3月目途に引渡し予定)

➡ 引渡しと同時に無償譲渡(平成30年3月目途)